

## 弘前地区消防事務組合消防本部予防課からのお願い

### 完成検査済証の交付を受けられたみなさまへ

完成検査済証の交付により、本日から使用していただいておりますが、使用に関していくつかお願いがありますので以下にまとめます。

1. この完成検査済証は常に積載してください。  
※写しではなく原本を積載していただきますようお願いいたします。
2. この用紙の裏に記載してある“積載義務書類”は日付順に整理し、積載してください。
3. 今後、売却や廃車のタイミングを迎えた場合は、必ず事前に当事務組合消防本部予防課危険物係までご連絡ください。最悪の場合、“無許可変更”という法令違反となる可能性があります。
4. その他、この移動タンク貯蔵所の使用に当たり、申請時点の内容から設備や常置場所などを変更する場合に消防本部への手続きが必要になる内容もございますので、ご質問等がございましたら当事務組合消防本部予防課危険物係までご相談ください。

弘前地区消防事務組合  
消防本部予防課 危険物係  
TEL\_0172-32-5104  
Mail\_yobou@hirosakifd.jp

## 移動タンク貯蔵所積載義務書類

危険物取扱者保安講習テキスト 第3章

>第4\_運搬・移送管理の要点

>2\_移送に関する事項 の内容を参照してください。

### 1 完成検査済証 (※**原本**)

### 2 定期点検記録

**1年に1回**以上実施し、

その記録は**3年分積載**します。(3回分)

ただし、定期点検実施項目の1つである

タンク本体の圧力点検は**5年に1回**実施し、

その記録は**10年間積載**します。(2回分)

危険物取扱者保安講習テキスト 第3章

>第2\_危険物施設における保安規制の概要

>4\_定期点検 の内容を参照してください。

### 3 譲渡又は引渡しに関する届出書 (※消防本部受理済みのもの)

### 4 品名・数量又は倍数変更の届出書 (※消防本部受理済みのもの)

以上のものを **日付順** に整理して積載してください。